

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会相談支援事業所

ひまわり運営実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会相談支援事業所ひまわり運営規程（以下「規程」という。）第13条第3項の規定に基づき、相談支援事業所ひまわりの運営に関し、必要な事項を定める。

(契約書)

第2条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、規程第1条に定める相談支援を利用者等に提供するときは、相談支援事業所ひまわり利用契約書（指定計画相談支援）（様式第1号）又は相談支援事業所ひまわり利用契約書（指定障害児相談支援）（様式第2号）を作成し、契約を締結する。

(重要事項説明書)

第3条 本会は、前条の規定に基づき契約するときは、利用者等に対し、指定計画相談支援重要事項説明書（様式第3号）又は指定障害児相談支援重要事項説明書（様式第4号）をもって説明する。

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

相談支援事業所ひまわり利用契約書（指定計画相談支援）

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される指定計画相談支援を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「法」という。）に基づく指定計画相談支援を適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

（指定計画相談支援の提供方法及び内容）

第3条 事業所で行う指定計画相談支援の内容は、次のとおりとします。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス利用計画の作成及び評価
- (4) 訪問等による継続的なモニタリング

(5) 前4号に附帯するその他必要な支援、相談、助言等
(利用者負担額及び交通費)

第4条 指定計画相談支援に関する利用料金について、事業者が法の規定に基づいて、所管の市町から計画相談支援給付費の額を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。ただし、計画相談支援給付費の額の法定代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し支払うものとしします。

2 利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定計画相談支援の提供を受ける場合には、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会相談支援事業所ひまわり運営規程第8条第3項に定める交通費を事業者に支払うものとしします。

3 前項の交通費は、1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月25日までに支払うものとしします。

(事業者の基本的義務)

第5条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援を適切に行います。

2 事業者は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に指定計画相談支援を行います。

(事業者の具体的義務)

第6条 事業者は、指定計画相談支援の提供に当たって、利用者

の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

- 2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定計画相談支援を提供するに当たって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 事業者は、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。
- 5 利用者は、事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ること、及び実費を負担して記録のコピーの交付を受けることができます。

(事故発生時の対応)

第7条 事業者は、指定計画相談支援の提供によって事故が生じた場合には、速やかに栃木県、所管の市町及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(契約の終了事由)

第8条 本契約は、以下の各号に定める契約の終了事由が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第9条から第11条に基づき本契約が解約又は解除された

場合

(5) 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合を除く）

（利用者からの中途解約）

第9条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等正当な理由がある場合には、直ちに解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第10条 利用者は、事業者又は相談支援専門員が以下の各号に定める事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者又は相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合

(2) 事業者又は相談支援専門員が第6条に定める義務に違反した場合

(3) 事業者又は相談支援専門員が故意又は過失により利用者又はその家族等の生命、身体、財物、信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（事業者からの契約解除）

第11条 事業者は、利用者が以下の各号に定める事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は相談支援専門員の生命、身体、財物、信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(苦情解決)

第12条 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援に関して、重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員又は運営適正化委員会に苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、事業者は、法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者住所 栃木県真岡市荒町110番地1
事業者名 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会
代表者氏名 会長 印

利用者住所 _____
利用者氏名 _____ 印

様式第2号

相談支援事業所ひまわり利用契約書（指定障害児相談支援）

様及びその保護者 様（以下「利用者等」という。）と社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者等が事業者から提供される指定障害児相談支援を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者等に対して必要な「児童福祉法」（以下、「法」という。）に基づく指定障害児相談支援を適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

（指定障害児相談支援の提供方法及び内容）

第3条 事業所で行う指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとします。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 訪問等による継続的なモニタリング

(5) 前4号に附帯するその他必要な支援、相談、助言等
(利用者負担額及び交通費)

第4条 指定障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法の規定に基づいて、所管の市町から障害児相談支援給付費の額を受領する場合(法定代理受領)は、利用者等の自己負担はありません。ただし、障害児相談支援給付費の額の法定代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し支払うものとしします。

2 利用者等は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定障害児相談支援の提供を受ける場合には、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会相談支援事業所ひまわり運営規程第8条第3項に定める交通費を事業者を支払うものとしします。

3 前項の交通費は、1か月ごとに計算し、利用者等はこれを翌月25日までに支払うものとしします。

(事業者の基本的義務)

第5条 事業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定障害児相談支援を適切に行います。

2 事業者は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に指定障害児相談支援を行います。

(事業者の具体的義務)

第6条 事業者は、指定障害児相談支援の提供に当たって、利用

者等の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

- 2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。
- 3 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定障害児相談支援を提供するに当たって知り得た利用者等や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 事業者は、指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。
- 5 利用者等は、事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ること、及び記録のコピーの交付を受けることができます。

(事故発生時の対応)

第7条 事業者は、指定障害児相談支援の提供によって事故が生じた場合には、速やかに栃木県、所管の市町及び利用者等の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(契約の終了事由)

第8条 本契約は、以下の各号に定める契約の終了事由が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 対象となる児童が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第9条から第11条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(5) 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合を除く）

（利用者等からの中途解約）

第9条 利用者等は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者等は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、対象となる児童が入院した場合等正当な理由がある場合には、直ちに解約することができます。

（利用者等からの契約解除）

第10条 利用者等は、事業者又は相談支援専門員が以下の各号に定める事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者又は相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合

(2) 事業者又は相談支援専門員が第6条に定める義務に違反した場合

(3) 事業者又は相談支援専門員が故意又は過失により利用者等又はその家族等の生命、身体、財物、信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（事業者からの契約解除）

第11条 事業者は、利用者等が以下の各号に定める事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 利用者等が、故意又は重大な過失により事業者又は相談支

援専門員の生命、身体、財物、信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(2) 利用者等が通常の事業の実施地域外に転居した場合
(苦情解決)

第12条 利用者等は、本契約に基づく指定障害児相談支援に関して、重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者等は、本契約に基づく指定障害児相談支援に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員又は運営適正化委員会に苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、事業者は、法その他諸法令の定めるところに従い、利用者等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者等、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者住所 栃木県真岡市荒町110番地1

事業者名 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 印

利用者等住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児童氏名 _____

指定計画相談支援重要事項説明書

作成基準日 平成 年 月 日

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

目 次

1. サービスを提供する事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. サービスに係る設備等の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 利用者等の記録や情報の管理、開示	6
7. 事故発生時の対応	6
8. 虐待防止	7
9. 苦情の受付	7

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会

相談支援事業所 ひまわり

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人真岡市社会福祉協議会
所 在 地	栃木県真岡市荒町110番地1
電 話 番 号	0285-82-8844
代 表 者 氏 名	会長
設 立 年 月 日	昭和47年 2月16日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 第0930900055号
事業所の名称	相談支援事業所 ひまわり
事業所の目的	障害者及びその保護者（以下「利用者等」という。）に適切な指定計画相談支援を提供することを目的とする。
主たる対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者（発達障害者に限る。）
事業所の所在地	栃木県真岡市下籠谷4412番地1
電 話 番 号	0285-84-3752
管 理 者	
相談支援専門員	
事業所の運営方針	<p>事業所は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、栃木県、所管の市町及び地域の障害福祉サービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、事業を実施するものとする。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p>
通常の事業の実施地域	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日

3. サービスに係る設備等の概要

当事業所は、以下の建物、設備を用意しています。

(1) 施設・設備の概要

当事業所では、下記の施設・設備を利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定計画相談支援のサービス提供に設置が義務付けられている施設・設備です。これらの利用について、利用者等に特別にご負担いただく費用はありません。

施設・設備の種類	室数	備考
相談室	1室	利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切な広さを有しており、必要な備品を備えております。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者等に対して指定計画相談支援のサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

(1) 職員の配置状況

職種	員数	備考
管理者	1	(相談支援専門員兼務)
相談支援専門員	1	

(2) 主な職員の体制

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)
相談支援専門員	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)

(3) 主な職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている相談支援の提供に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び評価、継続的なモニタリング等を行い、適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(4) 営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者への情報提供
- (3) サービス利用計画の作成

① サービス利用計画の作成

利用者等のご家庭等を訪問して、心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

<サービス利用計画作成の流れ>

①利用者等の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めサービス利用計画に位置付けるよう努めます。

②利用者等について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう、支援するうえで解決すべき課題等の把握を行います。

③利用者等の置かれた状況等を考慮して、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料金並びに福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

④通所給付決定が行われた後、指定障害福祉サービス支援事業者、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

⑤担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス利用計画の原案の内容について利用者等又はその家族に対し説明し、文書により同意を得たうえで、作成したサービス利用計画を利用者等及び担当者に交付します。

②サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者等の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、通所決定の更新申請に必要な支援を行います。

③サービス利用計画の変更

利用者等がサービス利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者等が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者等が障害者支援施設等への入所若しくは入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介等可能な支援を行います。

(4) サービス利用料金

①サービス利用料金

指定計画相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町から計画相談支援給付費の額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。事業者が計画相談支援給付費の額の法定代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者等に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②計画相談支援給付費

サービス等利用援助費	(1月につき) 1, 600円
経過サービス等利用援助費	(1月につき) 1, 300円

③交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

区 分	金 額	備 考
居宅訪問交通費	事業所から自動車を使用した場合、実施地域を超えた地点から	
	① 片道概ね10km未満	300円
	② 片道概ね10km以上	500円

④利用料金・費用の支払方法

前記②、③の料金・費用は1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月25日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

	支 払 い 方 法	利用できる金融機関	手 数 料 等
①	窓口での現金支払い	直接利用施設へお支払いください。	—
②	金融機関口座からの引き落とし	足利銀行	事業者が負担します。

6. 利用者等の記録や情報の管理、開示

(1) 事業者は、関係法令に基づいて、利用者等の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ① サービス利用計画案及びサービス利用計画
- ② アセスメントの記録
- ③ サービス担当者会議等の記録
- ④ モニタリング結果の記録
- ⑤ 利用者等の障害の状態及び通所給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町への通知事項
- ⑥ 利用者等からの苦情の内容
- ⑦ 事故の状況及び事故に際しての対応

※保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

※閲覧・コピーができる窓口業務時間は、午前9時から午後5時までです。

(2) 利用者等の個人情報については、事業者の個人情報保護規程に基づき、適正に取り扱います。なお、サービス提供を行ううえで他の事業所及び医療機関等の連絡調整や市町及び関係機関等に情報提供を要請された場合は、利用者等の同意に基づき情報提供をいたします。

7. 事故発生時の対応

(1) 利用者等に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに栃木県、所管の市町、利用者等及びその家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 虐待防止

(1) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相 談 窓 口	受 付 担 当 者	
	受 付 時 間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
	電 話 番 号	0285-84-3752

	虐待防止責任者	
--	---------	--

(2) 虐待防止のための具体的措置

- ①虐待の防止に関する責任者の選任
- ②職員への人権意識、知識や技術の向上のための研修
- ③苦情解決体制の整備

9. 苦情の受付

当事業所における 苦情受付	受付担当者	
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
	電話番号	0285-84-3752
	苦情解決責任者	
当事業者における 第三者委員		
栃木県運営適正化 委員会	〒 320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 TEL : 028-622-2941 FAX : 028-622-2316	

平成 年 月 日

指定計画相談支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 相談支援事業所 ひまわり

説明者職名 相談支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援の提供開始に同意しました。

住所

氏名 印

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供に当たり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用に当たっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者等や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者等個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます

平成 年 月 日

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会会長 様

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

指定障害児相談支援重要事項説明書

作成基準日 平成 年 月 日

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

目 次

1. サービスを提供する事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. サービスに係る設備等の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 利用者等の記録や情報の管理、開示	6
7. 事故発生時の対応	6
8. 虐待防止	7
9. 苦情の受付	7

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会

相談支援事業所 ひまわり

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人真岡市社会福祉協議会
所 在 地	栃木県真岡市荒町110番地1
電 話 番 号	0285-82-8844
代 表 者 氏 名	会長
設 立 年 月 日	昭和47年 2月16日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援事業所 第0970900056号
事業所の名称	相談支援事業所 ひまわり
事業所の目的	障害児及びその保護者（以下「利用者等」という。）に適切な指定障害児相談支援を提供することを目的とする。
主たる対象者	障害児
事業所の所在地	栃木県真岡市下籠谷4412番地1
電 話 番 号	0285-84-3752
管 理 者	
相談支援専門員	
事業所の運営方針	<p>事業所は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、栃木県、所管の市町及び地域の障害福祉サービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、事業を実施するものとする。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p>
通常の事業の実施地域	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日

3. サービスに係る設備等の概要

当事業所は、以下の建物、設備を用意しています。

(1) 施設・設備の概要

当事業所では、下記の施設・設備を利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害児相談支援のサービス提供に設置が義務付けられている施設・設備です。これらの利用について、利用者等に特別にご負担いただく費用はありません。

施設・設備の種類	室数	備考
相談室	1室	利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切な広さを有しており、必要な備品を備えております。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者等に対して指定障害児相談支援のサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

(1) 職員の配置状況

職種	員数	備考
管理者	1	(相談支援専門員兼務)
相談支援専門員	1	

(2) 主な職員の体制

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)
相談支援専門員	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 15)

(3) 主な職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている相談支援の提供に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談、障害児支援利用計画の作成及び評価、継続的なモニタリング等を行い、適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(4) 営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者への情報提供
- (3) 障害児支援利用計画の作成

①障害児支援利用計画の作成

利用者等のご家庭等を訪問して、心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障害児支援利用計画を作成します。

<障害児支援利用計画作成の流れ>

①利用者等の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含め障害児支援利用計画に位置付けるよう努めます。

②利用者等について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう、支援するうえで解決すべき課題等の把握を行います。

③利用者等の置かれた状況等を考慮して、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料金並びに福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載した障害児支援利用計画の原案を作成します。

④通所給付決定が行われた後、指定障害福祉サービス支援事業者、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議を開催し、障害児支援利用計画の説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

⑤担当者から専門的な見地からの意見を求めた障害児支援利用計画の原案の内容について利用者等又はその家族に対し説明し、文書により同意を得たうえで、作成した障害児支援利用計画を利用者等及び担当者に交付します。

②障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 障害児支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者等の状況について定期的に再評価を行い、障害児支援利用計画の変更、通所決定の更新申請に必要な支援を行います。

③障害児支援利用計画の変更

利用者等が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、又は事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者等が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者等が障害児支援施設等への入所若しくは入院を希望する場合には、障害児支援施設等への紹介等可能な支援を行います。

(4) サービス利用料金

①サービス利用料金

指定障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町から障害児相談支援給付費の額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。事業者が障害児相談支援給付費の額の法定代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者等に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町に申請すると障害児相談支援給付費が支給されます。）

②障害児相談支援給付費

障害児支援利用援助費	(1月につき) 1, 600円
経過障害児支援利用援助費	(1月につき) 1, 300円

③交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

区 分	金 額	備 考
居宅訪問交通費	事業所から自動車を使用した場合、実施地域を超えた地点から	
	③ 片道概ね10km未満	300円
	④ 片道概ね10km以上	500円

④利用料金・費用の支払方法

前記②、③の料金・費用は1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月25日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

	支 払 い 方 法	利用できる金融機関	手 数 料 等
①	窓口での現金支払い	直接利用施設へお支払いください。	—
②	金融機関口座からの引き落とし	足利銀行	事業者が負担します。

6. 利用者等の記録や情報の管理、開示

(1) 事業者は、関係法令に基づいて、利用者等の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ① 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
- ② アセスメントの記録
- ③ サービス担当者会議等の記録
- ④ モニタリング結果の記録
- ⑤ 利用者等の障害の状態及び通所給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町への通知事項
- ⑥ 利用者等からの苦情の内容
- ⑦ 事故の状況及び事故に際しての対応

※保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

※閲覧・コピーができる窓口業務時間は、午前9時から午後5時までです。

(2) 利用者等の個人情報については、事業者の個人情報保護規程に基づき、適正に取り扱います。なお、サービス提供を行ううえで他の事業所及び医療機関等の連絡調整や市町及び関係機関等に情報提供を要請された場合は、利用者等の同意に基づき情報提供をいたします。

7. 事故発生時の対応

(1) 利用者等に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに栃木県、所管の市町、利用者等及びその家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 虐待防止

(1) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	受付担当者	
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
	電話番号	0285-84-3752
	虐待防止責任者	

(2) 虐待防止のための具体的措置

- ①虐待の防止に関する責任者の選任
- ②職員への人権意識、知識や技術の向上のための研修
- ③苦情解決体制の整備

9. 苦情の受付

当事業所における 苦情受付	受付担当者	
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
	電話番号	0285-84-3752
	苦情解決責任者	
当事業者における 第三者委員		
栃木県運営適正化 委員会	〒 320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 TEL : 028-622-2941 FAX : 028-622-2316	

平成 年 月 日

指定障害児相談支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 相談支援事業所 ひまわり

説明者職名 相談支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援の提供開始に同意しました。

住所

氏名 印

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定障害児相談支援の提供に当たり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用に当たっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者等や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者等個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

平成 年 月 日

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会会長 様

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印